

# 京 都 府 報 告 資 料

# 平成29年度における児童虐待相談等の状況について（速報値）

京都府では、京都府家庭支援総合センター等（児童相談所3箇所※）における平成29年度の児童の虐待相談・対応及び府内（京都市除く）の被措置児童等虐待の状況について取りまとめたところ、次のとおりでしたので、お知らせします。

※家庭支援総合センター、宇治児童相談所、福知山児童相談所

## 1 相談状況

### （1）相談受案件数（平成29年度中に児童相談所が通告を受け付けた件数）

#### ○ 新規の相談受案件数：1,663件

年度	25	26	27	28	29
府内3児相計 (前年度比%)	964 (131.7)	1,121 (116.3)	1,120 (99.9)	1,502 (134.1)	1,663 (110.7)

#### ○ 虐待の種類

① 心理的虐待	936件	(前年度 156件増)	前年度比 120%	構成率：56.3%
② ネグレクト	368件	(前年度 43件増)	前年度比 113%	構成率：22.1%
③ 身体的虐待	343件	(前年度 20件減)	前年度比 94%	構成率：20.6%
④ 性的虐待	16件	(前年度 18件減)	前年度比 47%	構成率：1.0%

#### 【主な増加要因】

##### <通告経路>

- ▶警察からの通告が大幅に増加 707件（H28：481件）  
→その内、面前DVによる心理的虐待通告 408件（H28：294件）

##### <虐待種別>

- ▶心理的虐待（不適切な叱責等）、ネグレクト（育児放棄）が増加  
・心理的虐待936件（H28：780件） ネグレクト368件（H28：325件）  
⇒警察からの通告の増加により、心理的虐待が増加  
⇒身体的虐待、性的虐待については横ばい若しくは減少

#### ○ 主たる虐待者

① 実母	849件	(前年度 41件増)	前年度比 105%	構成率：51.1%
② 実父	689件	(前年度 131件増)	前年度比 123%	構成率：41.4%
③ 実父以外父親	104件	(前年度 25件増)	前年度比 132%	構成率：6.3%
④ その他	21件			

### （2）相談対応件数（平成29年度中に児童相談所が援助方針を決定した件数）

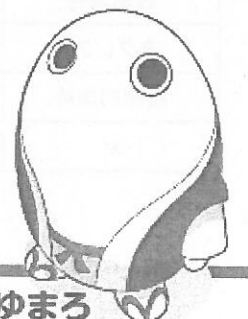
1,528件（前年度より33件減（前年度比97.9%））

※相談対応件数は援助方針を決定した件数であり、相談を受理してから調査や関係機関との調整を行っている件数は含まない。

## 2 被措置児童等虐待※の通告件数

1件（28年度 1件）

※被措置児童等虐待：社会的養護関係施設などに入所している児童等に対する虐待のこと



■京都府児童相談所における児童虐待相談受案件数(29年度は速報値)□

1 受案件数の年次推移

年度 児相名	27	28	29
家庭支援総合センター	273	372	401
南部家庭支援センター (宇治児相)	551	718	847
北部家庭支援センター (福知山児相)	296	412	415
計	1,120	1,502	1,663

2 経路別受理状況

年度	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	市町村	児童 委員	保健所	医療 機関	児童 福祉 施設	警察	学校等	その他		合計
												きょうだい 受理		
27	44	45	174	10	155	0	4	29	11	334	28	286	190	1,120
28	86	49	224	16	217	3	0	23	15	481	28	360	175	1,502
29	75	48	227	17	191	1	1	21	15	707	16	344	169	1,663
構成率(%)	4.5	2.9	13.7	1.0	11.5	0.1	0.1	1.3	0.9	42.3	1.0	20.7		100.0

3 主たる虐待者

年度	実父	実父以外 父親	実母	実母以外 母親	その他	合計
27	390	81	616	5	28	1,120
28	558	79	808	10	47	1,502
29	689	104	849	2	19	1,663
構成率(%)	41.4	6.3	51.1	0.1	1.1	100.0

4 虐待の種類

年度	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
27	283	11	209	617	1,120
28	363	34	325	780	1,502
29	343	16	368	936	1,663
構成率(%)	20.6	1.0	22.1	56.3	100.0

5 年齢別虐待内容別分類

	0～3歳	3歳～学 齢前	小学生	中学生	高校生他	合計
身体的虐待	50	55	124	70	44	343
性的虐待	0	1	2	5	8	16
ネグレクト	70	73	131	51	43	368
心理的虐待	218	241	291	119	67	936
計	338	370	548	245	162	1,663

# ■宇治児童相談所における児童虐待相談受案件数〔平成29年度：速報値〕

## 1 受案件数の年次推移

児相名	23	24	25	26	27	28	29
南部家庭支援センター (宇治児相)	308	321	498	532	551	718	847
(参考)府計	619	732	964	1,121	1,120	1,502	1,663

## 2 経路別受理状況

年度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	市町村	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	その他	再掲 (きょうだい受理)	合計
28	34	28	116	7	97	0	0	15	10	245	16	150	89	718
29	43	24	120	9	72	1	0	12	6	399	10	151	99	847
構成率(%)	5.1	2.8	14.2	1.1	8.5	0.1	0	1.4	0.7	47.1	1.2	17.8		100.0
⑳	4.7	3.9	16.2	0.9	13.5	0	0	2.1	1.4	34.1	2.2	20.9		

## 3 主たる虐待者

年度	実父	実父以外父親	実母	実母以外母親	その他	合計
28	271	32	394	2	19	718
29	372	42	423	0	10	847
構成率(%)	43.9	5.0	49.9	0	1.2	100.0
⑳	37.7	4.5	54.9	0.3	2.6	

## 4 虐待の種類

年度	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
28	182	13	161	362	718
29	155	3	170	519	847
構成率(%)	18.3	0.3	20.1	61.3	100.0
⑳	25.3	1.8	22.4	50.4	

## 5 年齢別

年度	0～3歳	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生等	合計
28	133	146	272	100	67	718
29	175	184	292	120	76	847
構成率(%)	20.6	21.7	34.5	14.2	9.0	100.0
⑳	18.5	20.3	37.9	13.9	9.4	

# 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）のポイント

- 増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないよう、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。
- 緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。財政的な措置が必要なものについては、引き続き予算編成過程で検討を進めるとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。

## 緊急的に講ずる対策

### I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

- 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを見直し、全国ルールとして徹底
  - ①全ケースについて、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果（虐待に起因する外傷等がある事案等）をケースに関する資料とともに、書面等で移管先へ伝えること
  - ②緊急性が高い場合には、原則、対面等で引継ぎを実施
  - ③移管元児童相談所は引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないこと。移管先児童相談所は援助が途切れることがないよう、速やかに移管元が行っていた援助を継続

### II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

- 「通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認する」ルールに加え、立入調査について以下の全国ルールを徹底
  - ・子どもと面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施。その際、必要に応じて警察へ援助要請すること

### III 児童相談所と警察の情報共有の強化

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底
  - ①虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等の情報
  - ②通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案の情報
  - ③①の虐待に起因した一時保護、施設入所等している事案で、保護等が解除され、家庭復帰する事案の情報なお、情報共有の在り方は引き続き各地方自治体の実態把握・検証を行い、見直しを行う。

### IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

- 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底
  - ・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には一時保護等を躊躇なく実施すること
  - ・一時保護等の措置の解除や家庭復帰の判断の際、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて客観的に把握した上で、判断すること
  - ・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行い、進捗状況を関係機関で共有、リスクが高まった場合には躊躇なく再度一時保護するなど適切に対応すること

### V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を9月末までに市町村において緊急把握する。把握した子どもについて、速やかにその状況の確認を進める。確認結果は要保護児童対策地域協議会で共有。国において状況把握、公表。

### VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）の策定

- 「児童相談所強化プラン」（2016年度から2019年度まで）を前倒しして見直す。
- 新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を別紙骨子に基づき、年内に策定する。
- 新プランには、以下の事項を盛り込む。
  - ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策
  - ②一時保護の体制強化策
  - ③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策

## 児童虐待防止対策のための総合対策

### 1 児童相談所・市町村の職員体制・専門性強化

- 児童相談所における専門性強化の取組促進
- より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進
  - ・児童相談所内の業務分担、市町村と都道府県等の機能分担など支援と介入の機能分化の在り方等について、平成28年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。
  - ・民間委託の活用等でより効果的に行うことが期待される業務の民間委託等を推進する。
- 中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進
- 適切な一時保護の実施
- 子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の強化
- 子どもの権利擁護の仕組みの構築
- 児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討

### 2 児童虐待の早期発見・早期対応

- 乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進
  - ・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等で虐待リスクのあるケースを適切な支援へつなげる。未就園で福祉サービスを利用していない子どものいる家庭を訪問するなどの取組を進める。
- 支援を必要とする妊婦への支援の強化
- 相談窓口の設置促進等
  - ・あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目指す。
- 相談窓口等の周知・啓発の推進等
  - ・若年妊娠等の予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる女性健康支援センターなどの相談窓口、児童相談所全国共通ダイヤル（189）をネット等も活用して周知。
- 在宅支援サービスの充実
  - ・孤立した育児によって虐待につながらないように、市町村の在宅支援サービスの充実を図る。
- 障害のある子どもとその保護者への支援の強化
- 児童虐待に関する研修の充実
- 非行のある子どもやその保護者等への支援の強化

### 3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

- 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底
  - ・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法についても徹底する。
- ICTの活用による情報共有の手法の効率化

### 4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化

- 児童相談所と警察の連携の強化
  - ・児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制強化や警察職員や警察OBの職員配置を進める。
- 学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進
- 要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進
  - ・要保護児童対策地域協議会等の関係機関間のより効率的な情報共有を進めるためのICTを活用したシステム整備を促進する。
- 協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進
- 医療を必要とする子どもの保護の体制強化
- 医療機関における児童虐待対応体制の整備
- 生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携

### 5 適切な司法関与の実施

- 家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進
  - ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の児童相談所への周知徹底及び活用事例の収集、横展開など保護者支援を進める。
  - ・法的対応体制強化等を通じて、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第28条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

### 6 保護された子どもの受け皿（里親・児童養護施設等）の充実・強化

- 都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進
  - ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、2020年度から10年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な体制整備を推進する。
- 里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進
- 児童養護施設等における家庭的養育の推進



地域において、児童相談所と市町村が役割分担しながら、全ての子どもに対して切れ目ない支援を提供するため、2019年度から2022年度までに以下の通り児童相談所、市町村それぞれの専門職の配置を図るための取組を進める。

※ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」については、本骨子を踏まえ、最新の児童虐待相談対応件数等も考慮し、年内に策定する。

## I 児童相談所の体制強化

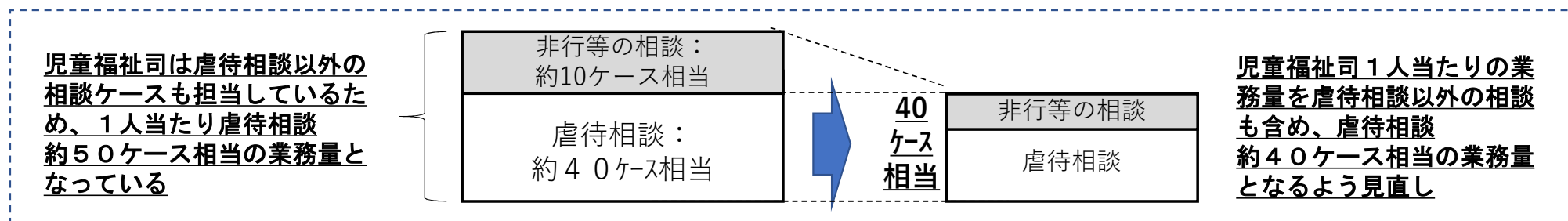
### 1 児童福祉司の増員

以下の取組を進めることにより、児童福祉司について約2千人程度の増員を図る。

※ 現行プラン(2016年度～2019年度)：550人程度の増  
 ※ 2017年度配置実績：3,253人

#### (1) 業務量に応じた配置の見直し

- 児童福祉司の配置標準について、児童虐待相談への対応のみならず、非行、養護、障害などの相談対応を加味した配置標準へ見直し、虐待対応職員の増員を図る。
- 児童福祉司一人当たり業務量が、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、児童虐待相談40ケース相当の業務量となるように設定。



- 上記増員に応じてスーパーバイザーを増員する。

#### (2) 地域における相談体制強化のための増員

- 里親養育支援のための児童福祉司、市町村支援のための児童福祉司をそれぞれ配置する。

### 2 児童心理司、保健師、弁護士について

- ・ 児童心理司：上記児童福祉司の増員に合わせた配置
- ・ 保健師：各児童相談所一人を配置
- ・ 弁護士：児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような体制強化

- 3 一時保護所 一時保護所の職員体制についても、強化を進める。

## II 市町村の体制強化

### 1 子ども家庭総合支援拠点の強化

- 市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。

### 2 要保護児童対策地域協議会の強化

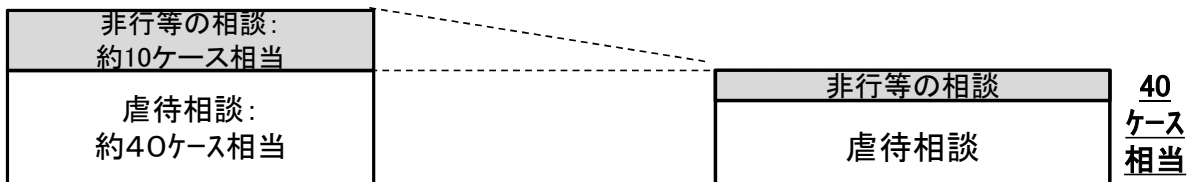
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員について、専門職配置、研修受講が義務化されていることを踏まえ、配置を支援する。

(現行)「児童相談所強化プラン」→(新)「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」骨子見直しポイント  
 < 児童福祉司の増員について >

① 児童福祉司一人当たり業務量に応じた、人口当たり配置標準の見直し

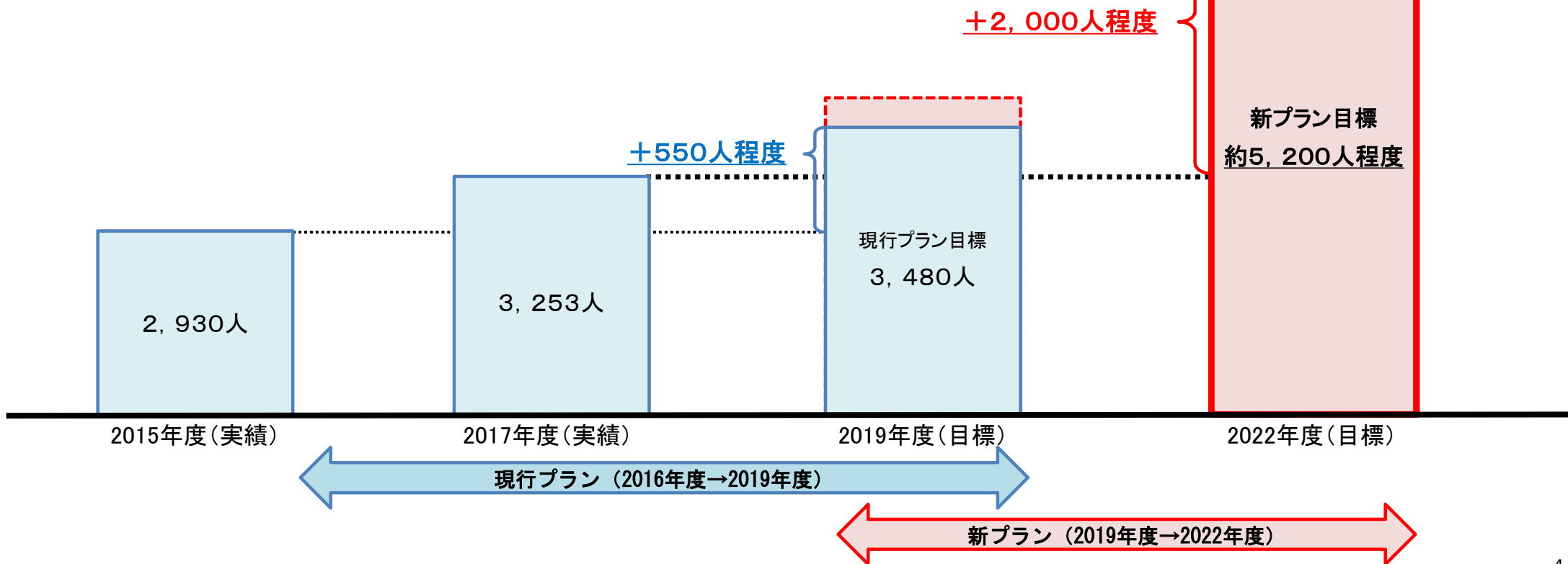
児童虐待相談件数＋非行等の相談件数が  
虐待相談50ケース相当となっている

虐待相談件数＋非行等の相談件数が  
虐待相談40ケース相当となるよう設定



② 地域の相談体制の強化のため、児童福祉司の追加配置

里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司を追加配置。

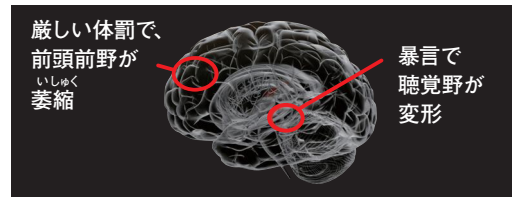




## 体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。

脳画像の研究により、子ども時代に辛い体験をした人は、脳に様々な変化を生じていることが報告されています。親は「愛の鞭」のつもりだったとしても、子どもには目に見えない大きなダメージを与えているかも知れないのです。

### ●子ども時代の辛い体験により傷つく脳



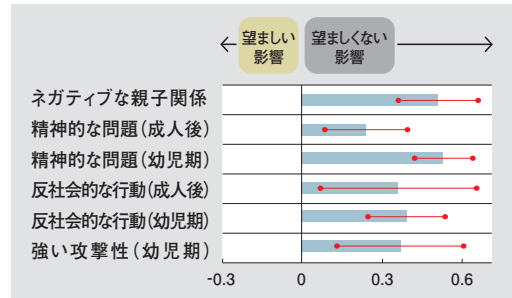
提供：福井大学 友田明美教授

- ・厳しい体罰により、前頭前野（社会生活に極めて重要な脳部位）の容積が19.1%減少  
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2009)
- ・言葉の暴力により、聴覚野（声や音を知覚する脳部位）が変形  
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2011)

## 体罰は百害あって一利なし。子どもに望ましい影響などもたらしません。

親による体罰を受けた子どもと、受けていない子どもの違いについて、約16万人分の子どものデータに基づく分析が行われています。その結果、親による体罰を受けた子どもは、次のグラフのとおり「望ましくない影響」が大きいということが報告されています。

### ●「親による体罰」の影響



出典のデータを用いてグラフを作成

- ・親子関係の悪化
- ・精神的な問題の発生
- ・反社会的な行動の増加
- ・攻撃性の増加

(Gershoff ET, Grogan-Kaylor A, J Fam Psychol. 2016)

## 既に子どもへの体罰等を法的に全面禁止している国は世界50か国以上！

国連「子どもの権利条約」では、締約国に体罰・暴言などの子どもを傷つける行為の撤廃を求めています。

子育ての悩みがあるときは、最寄りの市町村の子育て相談窓口  
または児童相談所全国共通ダイヤル「189」にご連絡ください。



# 子どもを健やかに育てるために ～愛の鞭ゼロ作戦～

子育てをしていると、  
子どもが言うことを聞いてくれなくて、  
イライラすることもあります。  
つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることもありますよね。  
一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、  
恐怖により子どもをコントロールしているだけで、  
なぜ叱られたのか子どもが理解できていないこともあります。  
最初は「愛の鞭」のつもりでも、いつの間にか  
「虐待」へとエスカレートしてしまうこともあります。  
体罰や暴言による「愛の鞭」は捨ててしまいましょう。  
そして、子どもの気持ちに寄り添いながら、  
みんなで前向きに育てていきましょう。

平成28年度 厚生労働科学研究費補助金 健やか次世代育成総合研究事業

「妊産褥婦健康診査の評価および自治体との連携の在り方に関する研究」(研究代表者 立花良之)

「母子の健康改善のための母子保健情報利活用に関する研究」(研究代表者 山縣然太郎)

作成協力：認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク理事 高祖常子／福井大学子どものこころの発達研究センター教授 友田明美  
JST/RISTEX「公私空間」研究開発領域「養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築」プロジェクト

# 愛の鞭をやめて、 子どもを健やかに育みましょう。

子育てにおいて、しつくと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。以下のポイントを心がけながら、子どもに向き合しましょう。

POINT

1

## 子育てに 体罰や暴言を使わない

一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、叩くことによって得られた子どもの姿は、叩かれた恐怖によって行動した姿。自分で考え行動した姿ではありません。

「愛の鞭である」と親が思っても、子どもにとって大人から叩かれることはとても怖いことです。ちょっと叩かれただけ、怒鳴られただけでも、心に大きなダメージを受けることもあります。

子どもだからといって、暴力や暴言が許されるわけではありません。それに体罰や暴言は「虐待」へとエスカレートする可能性もあります。「叩かない怒鳴らない」と心に決めましょう。



POINT

2

## 子どもが親に 恐怖を持つと SOSを伝えられない

親に恐怖を持った子どもはどのような行動を起こすでしょうか。親に気に入られるように、親の顔色を見て行動するようになります。

また、恐怖を持つ親に対しては、子どもが心配事を打ち明けられなくなります。心配事を相談できないと、いじめや非行など、より大きな問題に発展してしまう可能性もあります。

POINT

3

## 爆発寸前の イライラをクールダウン

子どもが言うことを聞いてくれないときに、イライラすることは誰でもあること。でも、疲れていたりして、もともと抱えているストレス度が大きいと、子どものちょっとした行動（おもちゃの取り合い、すぐに動かないなど）をきっかけに、イライラが爆発してしまうことがあります。

イライラが爆発する前に、クールダウンするための、自分なりの方法を見つけておきましょう。



イライラしたときはクールダウン

深呼吸する、数を数える、  
窓を開けて風に当たるなど

POINT

4

## 親自身がSOSを出そう

育児の負担を一人で抱え込まずに、家族に分担してもらったり、自治体やNPO、企業などのさまざまな支援サービス（ファミリーサポート、家事代行サービス、一時預かりなど）の利用も検討しましょう。子育ての苦勞について気軽に相談できる友だちもできるといいですね。



POINT

5

## 子どもの気持ちと行動を 分けて考え、育ちを応援

子どもに「イヤだ!」と言われたとき、親自身が戸惑うこともあるでしょう。でも、2、3歳の子どもの「イヤ」は、自我の芽生えであり、成長の証でもあります。「どうしたらいいかな?」と、子どもの考えを引き出し、必要に応じて助け船を出しながら、子どもの言い分を気長に聴きましょう。

「わがままな子になっては困る」という想いから、親は指示的に対応してしまうこともありますが、子どもの成長過程で必ず通る道だと大らかに構えて、子どもの意思を後押ししていきましょう。



## 京都府山城北保健所における児童虐待防止に関する事業について

### 1 平成29年度事業実績

#### (1) 児童虐待未然防止研修会

##### ① エジンバラ産後うつ病質問票等活用に係る研修会（講演とGW）

- ・平成29年8月8日（火）宇治総合庁舎大会議室 13市町村・保健所 計30名
- ・講師：新井准教授（北里大学看護学部）
- ※特定妊婦の早期発見及び支援について具体的イメージ、話し合いができた。

##### ② ハイリスク妊産婦支援についての研修会

- ・平成30年3月19日（月）京田辺市 キララホール 保健・福祉関係者 計75名
- ・講師：新井准教授 「地域で妊娠・出産をどう支えるか」

#### (2) 児童虐待未然防止に係る連携会議

##### ① 「山城圏域における市町村－協力医療機関連携会議」

- ・平成29年12月14日（木）文化パルク城陽 8市町、12医療機関、児相・保健所
- ・前回会議における課題について、課題解消に向けた意見交換等

##### ② 産婦人科（個別）との連携会議（保健所・市町で訪問）

#### (3) 発達支援クリニック（計8回）

#### (4) 発達障害支援従事者研修会（計6回、延べ304名）

保健・福祉（保育・障害）・教育関係者

### 2 平成30年度事業計画

#### (1) 児童虐待未然防止研修会

##### ① 母子保健従事者研修（全体研修・事例検討回等）

・時期、内容、会場等 未定

##### ② 管内市町要対協事務局対象の研修（内容等未定）

#### (2) 児童虐待未然防止に係る連携会議

##### ① 「山城圏域における市町村－医療機関連携の推進について」

・平成30年12月～31年1月頃 開催予定

##### ② 個別機関との連携会議

#### (3) 発達支援クリニック（計8回）

#### (4) 発達障害支援従事者研修会（計5回計画 7/19：83名）

#### (5) 要保護児童対策協議会事務局の支援（虐待対応専任職員が事務局支援を必要回実施）